

現行の沖縄科学技術大学院大学学園法 附則第14条

【 現 行 】

(検討)

第十四条 国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告」 (令和3年8月 沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会)

IV. 提言 (抜粋)

OISTが沖縄の地に根差しつつ、科学技術を通じて我が国及び世界を結びつける世界最高水準の研究大学へと成長して、所期の目的を達成することを期待し、以下のとおり提言する。

○OISTには、科学技術の振興による社会的課題の解決に取り組むことが求められる。そして、OIST発の研究成果からイノベーションが萌芽し、新たな産業が沖縄に生まれ成長していく過程で、OISTはその結節点となり、沖縄振興、ひいては我が国経済社会の発展に寄与していくことが求められる。

○大学の発展を支える財務基盤については、持続可能であることが重要である。OISTは、運営予算の約95%を国の補助金が占める現状から早期に脱却することが必要である。世界最高水準にある大学が多様な財源を確保していることに倣い、OISTには民間資金の獲得等による財源の多様化を進め、自立的財務基盤を確立していくことを求める。

○OIST設置の目的を達成していくためには、なお国の財政支援は必要であり、国に対しては、適切に支援することを求める。そのため、学園法第8条の規定についても、当面の間は維持する必要がある。また、国には、OISTに対して自己財源の確保や効率的な執行を通じて自立的財務基盤の確立を促すとともに、OISTが掲げる戦略とその実績を踏まえ、一定の期間を経過することによりどのような支援を講じるべきか検討することを求める。

○世界最高水準にある大学と比較すると、現状のOISTは規模が小さく研究分野の広がり・多様性が十分ではなく、国際的に卓越した科学技術を持続的に創出する上での制約となる。そしてイノベーションの芽を生み出していくために必要な研究分野間の相互刺激や融合が起こりにくいことを危惧する。そのため、将来に向けて規模の拡充が必要である。

「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」 (令和3年8月 内閣府) (抜粋)

12 沖縄科学技術大学院大学(OIST)

沖縄科学技術大学院大学(OIST)は、平成24年の開学以来、世界最高水準の教育研究機関を目指してきており、国として集中的な投資を行ってきた結果、科学誌の世界研究機関ランキング(注)で上位に入るなどの成果が見られる。

今後5年間で教員(PI)数100名を達成し、その後も緩やかに成長しながら、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の持続的な推進を目指す。

また、沖縄科学技術大学院大学自らも、必要な資金の20%程度に当たる外部資金の調達を目指すべきである。

(注) ネイチャー・インデックス2019 世界研究機関ランキング(規模補正版)

沖縄科学技術大学院大学学園法 附則第14条改正案

【 改正案 】

(検討)

第十四条 国は、おおむね五年ごとに、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。